

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（21／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷	①	②	①	②	③	①	②	③	④	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	上部側溝に目違いはないか？	路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	コンクリート片の落下の危険性はないか？	目地材の落下の危険性はないか？	横断方向に連続したクラックはないか？	横断方向全体に亘るクラックはないか？				壁面に錆汁や漏水(遊離石灰を含む)を伴うクラックはないか？	目地の段差や開きはないか？
101	1821号橋		BOX	3.5m	上部道・盛土法面												B	A								ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
				内面														A	A	A										
				躯体																	C	B	A	A	0.92m					
102	1822号橋		橋	3.4m	主桁					a	無			無												パイプ柵	【緊急輸送道路の指定:無】 ・パイプ柵に軽微な腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。			
				横桁																										
				床版																										
				下部工					a	無			無																	
				支承												無														
				路面										無											0.97m					
103	1824号橋		BOX	3.5m	上部道・盛土法面												B	A								ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に軽微なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
				内面														A	A	A										
				躯体																	B	A	B	A	0.83m					
104	1825号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面												B	A								ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に軽微なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な変形および腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
				内面														A	A	A										
				躯体																		B	B	B	A				0.92m	
105	上戸橋		橋	9.8m	主桁					a	無			無												高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・下部工に軽微なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工に大きな欠損が確認されたため、速やかに補修を行うことが望ましい。 ・親柱に欠損が確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。	○		
				横桁					a	無			無																	
				床版						無	無	a	無																	
				下部工					b	無			無			有														
				支承											無															
				路面										無											0.46m					

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（22／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価			
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	
106	1831号橋		橋	10.1m	主桁	d	無	無	無								・排水管:腐食 c(4ヶ所) ・防護柵:腐食 c ・舗装:舗装の異常 e (ひび割れ 幅5mm以上) ・下部工:遊間の異常(橋台パラペットと桁の接触) e								ガードレール	0.99m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁端部に腐食が確認されたが、板厚減少が生じている可能性があるため速やかに補修を行うことが望ましい。 ・床版に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・支承に腐食が確認されており、機能が著しく阻害されている可能性があることから、速やかに補修を行うことが望ましい。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・排水管に腐食が確認されたが、当面の間は経過観察でよいが、維持工事において補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。	○			
					横桁	b	無	無	無																						
					床版	a	無	無	無		無	無	c	無																	
					下部工	a	無	無	無	a	無			無		無															
					支承											有															
					路面											有															
107	1833号橋		橋	10.0m	主桁	d	無	無	無								・排水施設:腐食-c ・舗装:舗装の異常 e(ひびわれ幅最大20mm)									ガードレール	0.96m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁端部に腐食が確認されたが、板厚減少が生じている可能性があるため速やかに補修を行うことが望ましい。 ・支承の腐食、客座モルタルの破損が確認されており、機能が著しく阻害されている可能性があることから、速やかに補修を行うことが望ましい。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・排水管に腐食が確認されたが、当面の間は経過観察でよいが、維持工事において補修を行うことが望ましい。	○		
					横桁	b	無	無	無																						
					床版						無	無	a	無																	
					下部工					c	無			無		無															
					支承											有															
					路面											有															
108	2002号橋		橋	7.4m	主桁					a	無			無			・支承:その他 e (ゴム脱落) ・防護柵:腐食b ・地覆:漏水・遊離石灰 d									ガードレール	0.98m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・地覆に遊離石灰が確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・支承のエラストイトが脱落しているため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。			
					横桁																										
					床版						無	無	a	無																	
					下部工					a	無			無		無															
					支承											無															
					路面											有															
109	2003－1号橋		橋	4.3m	主桁					a	無			無												－	－	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。			
					横桁																										
					床版																										
					下部工					a	無			無		無															
					支承											無															
					路面											無															
110	2003－2号橋		橋	2.6m	主桁					a	無			無												－	－	【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。			
					下部工					a	無			無		無															
					下部工					a	無			無		無															
					支承											無															
					支承											無															
					路面											無															

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（23／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C定着部の異常
111	居砂橋		橋	4.7m	主桁					a	無			無		・防護柵:腐食b									ガードレール 0.97m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・下部工にひびわれ、漏水が確認されたが、進行が遅いと考えられることから当面の間は経過観察でよいが、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					横桁																							
					床版																							
					下部工					d	無			無			無											
					支承												無											
					路面										無													
112	下居砂橋		橋	4.4m	主桁					b	無			無											-	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無			無			無											
					支承												無											
					路面										無													
113	巻砂下橋		橋	4.3m	主桁					a	無			無		・主桁:漏水・滞水 e(目地部漏水跡) ・下部工:その他 e(目地周辺劣化) ・舗装:舗装の異常 e(ひび割れ幅5mm未満)									-	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版の目地部に漏水跡が確認されたが、床版自体は健全であることから当面の間は経過観察とする。 ・下部工の目地周辺部に劣化が確認されたため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無			無			無											
					支承												無											
					路面										無													
114	2035号橋		橋	4.4m	主桁					a	無			無											-	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無			無			無											
					支承												無											
					路面										有													
115	九郎右衛門橋		橋	4.4m	主桁					a	無			無											-	【緊急輸送道路の指定:無】 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																							
					床版																							
					下部工					b	無			無			無											
					支承												無											
					路面										有													

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（24／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」 で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ PC定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害
116	2039号橋		橋	2.7m	主桁	/	/	/	/	a	無	/	/	無	/	/	・防護柵:腐食b									ガードレール 0.88m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/									
					床版	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/									
					下部工	/	/	/	/	a	無	/	無	/	無	無		/											
					支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/	無	/		/											
					路面	/	/	/	/	/	/	/	/	無	/	/		/											
117	和田橋		BOX	2.8m	上部道・盛土法面											・防護柵:腐食b	D	B	/	/	/	/	/	/	/	ガードレール 1.04m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面														A	A	A	/	/	/	/				/
					躯体																	B	A	A	A				/
118	2068号橋		橋	2.9m	主桁	/	/	/	/	c	無	/	/	無	/	/	・防護柵:腐食b										ガードレール 0.88m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版にひびわれ、漏水が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。	
					横桁	/	/	/	/	c	無	/	/	無	/	/		/	/	/									
					床版	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/									
					下部工	/	/	/	/	a	無	/	無	/	無	無		/											
					支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/	無	/		/											
					路面	/	/	/	/	/	/	/	/	有	/	/		/											
119	上橋		BOX	2.8m	上部道・盛土法面											・防護柵:腐食b	B	B	/	/	/	/	/	/	/	ガードレール 1.05m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・地覆に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面														A	A	A	/	/	/	/				/
					躯体																	B	A	A	A				/
120	中橋		BOX	2.8m	上部道・盛土法面											・防護柵:腐食b	B	A	/	/	/	/	/	/	/	ガードレール 1.05m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面														A	A	A	/	/	/	/				/
					躯体																	B	A	A	A				/

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（25／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ														
121	2123号橋		橋	3.1m	主桁					a	無		無		・防護柵:変形・欠損c									ガードレール 0.84m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに変形が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
横桁																											
床版																											
下部工					b	無		無			無																
支承												無															
路面											無																
122	2123号橋		橋	4.7m	主桁					b	無		無											－ －	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
横桁																											
床版																											
下部工					a	無		無			無																
支承												無															
路面											無																
123	2124号橋		橋	2.8m	主桁					a	無		無		・防護柵:腐食b ・防護柵基礎:その他e(基礎の浮き上がり)									ネットフェンス 1.03m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ネットフェンスに腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。		
横桁																											
床版																											
下部工					a	無		無			無																
支承												無															
路面											有																
124	2125号橋		橋	2.6m	主桁					a	無		無		・主桁:豆板e ・下部工:変形・欠損(すりへり・浸食)c									－ －	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・床版下面に豆板が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
横桁																											
床版																											
下部工					a	無		無			無																
支承												無															
路面											有																
125	2126号橋		橋	2.4m	主桁					a	無		無		・下部工:変形・欠損(すりへり・浸食)c									－ －	【緊急輸送道路の指定:無】 ・橋台堅壁に水流による浸食と思われる損傷が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
横桁																											
床版																											
下部工					a	無		無			無																
支承												無															
路面											無																

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（26／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ														
126	2146号橋		橋	2.8m	主桁					a	無		無											—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																						
					床版																						
					下部工					b	無		無		無												
					支承										無												
					路面									無													
127	2157-2号橋		橋	3.1m	主桁					a	無		無		・防護柵:腐食b									ガードレール 0.79m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					横桁																						
					床版																						
					下部工					b	無		無			無											
					支承											無											
					路面									無													
128	2157-1号橋		橋	5.5m	主桁					a	無		無		・主桁:漏水・滞水 e (漏水跡)									—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・床版下面に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																						
					床版																						
					下部工					b	無		無			無											
					支承											無											
					路面									無													
129	2158-2号橋		橋	3.1m	主桁					c	無		無		・下部工:変形・欠損e ・防護柵:変形・欠損e ・防護柵:腐食b									ガードレール 0.74m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工の一部が欠損しており、ガードレールの支柱が完全に固定されていないと思われるため、早期に補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。	△	
					横桁																						
					床版																						
					下部工					b	無		無			無											
					支承											無											
					路面									無													
130	2158-1号橋		橋	5.3m	主桁					a	無		無											—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																						
					床版																						
					下部工					b	無		無			無											
					支承											無											
					路面									無													

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（27／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水(遊離石灰を含む)を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ PC定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害
131	2159-2号橋		橋	4.8m	主桁					a	無			無											—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。			
					横桁																								
					床版																								
					下部工					b	無			無		無													
					支承											無													
					路面										有														
132	2159-1号橋		橋	3.3m	主桁					a	無			無											—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。			
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無			無		無													
					支承											無													
					路面										無														
133	2160-2号橋		橋	3.1m	主桁					a	無			無			・地覆:剥離・鉄筋露出 d ・防護柵:腐食b								ガードレール 0.80m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・地覆に鉄筋露出が確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無			無		無													
					支承											無													
					路面										無														
134	2160-1号橋		橋	4.7m	主桁					a	有			無			・防護柵:腐食b								ガードレール 1.11m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、一部断面減少が生じていると思われるため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無			無		無													
					支承											無													
					路面										無														
135	下沢橋		橋	3.1m	主桁					a	無			無											—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。			
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無			無		無													
					支承											無													
					路面										無														

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎：抜本的な対策が必要と思われる、○：速やかに補修が必要と思われる
△：人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（28／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ PC定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害
136	2178号橋		橋	2.6m	主桁					a	無			無		・地覆：ひびわれ d										ガードレール 0.79m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・地覆にひびわれが確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																								
					床版						無	無	a	無															
					下部工					a	無			無			無												
					支承												無												
					路面										無														
137	下橋		BOX	2.9m	上部道・盛土法面											D	B								ガードレール 1.02m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版下面に漏水跡、鉄筋露出が確認されたが、軽微であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに変形および腐食が確認されたが、構造上機能を手っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面															A	B	A							
					躯体																	B	A	A				A	
138	2199号橋		BOX	2.9m	上部道・盛土法面											B	B								ガードレール 1.02m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・側壁に鉄筋露出が確認されたが、水路部であり損傷を進行させる恐れがあることから状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面															A	B	A							
					躯体																	C	A	A				A	
139	2200号橋		BOX	2.9m	上部道・盛土法面											D	B								ガードレール 1.02m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰および鉄筋露出が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面															A	B	A							
					躯体																	A	A	C				A	
140	入前橋		BOX	3.3m	上部道・盛土法面											D	B								ガードレール 1.00m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					内面															A	A	A							
					躯体																	C	A	A				A	

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（29／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水(遊離石灰含む)を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸													
141	2218号橋		橋	2.8m	主桁					a	無			無											ネットフェンス 0.94m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。		
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無			無		無												
					支承											無												
					路面										有													
142	高平橋		橋	35.3m	主桁					a	有			無			舗装:舗装の異常(ひびわれ 5mm未満、表面の劣化)-e 伸縮装置:遊間の異常(補修の形跡あり)-c 高欄:変形・欠損(モルタル割れ)-c ひびわれ-c									高欄 0.59m	◎	
					横桁					a	無			無														
					床版						無	無	a	無														
					下部工					b	有			無		無												
					支承											無												
					路面										有													
143	2282号橋		橋	4.7m	主桁					a	無			無											-	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版下面に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。		
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無			無		無												
					支承											無												
					路面										有													
144	2320号橋		BOX	2.7m	上部道・盛土法面												B	B							ガードレール 1.00m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A								
					躯体																C	C	A	A				
145	2321号橋		BOX	2.7m	上部道・盛土法面												D	B							ガードレール 1.00m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A								
					躯体																A	A	A	A				

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（30／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」 で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ														
146	2336号橋		BOX	2.7m	上部道・盛土法面											B	A							ガードレール 1.00m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A							
					躯体																B	A	A				A
147	2348号橋		BOX	2.7m	上部道・盛土法面											D	B							ガードレール 1.00m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A							
					躯体																C	A	A				A
148	2350号橋		BOX	3.0m	上部道・盛土法面											B	A							ガードレール 1.10m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・側壁に鉄筋露出が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面													A	B	A							
					躯体																A	A	A				A
149	2353号橋		BOX	2.7m	上部道・盛土法面											D	B							ガードレール 1.00m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに腐食およびボルトの抜けが確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面													A	B	A							
					躯体																B	A	A				A
150	2354号橋		BOX	2.7m	上部道・盛土法面											D	B							ガードレール 1.00m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため、早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A							
					躯体																C	A	A				A

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。